イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.75463

$I_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.52791

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.74373

$I_{令2}$ ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03104

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03239

$I_{令3}$ ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.03985

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04612

$I_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.09806

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10851

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{15} ＝ 1.000

K_{16} ＝ 0.526

K_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　6.18400

$I_{令元}$ ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　3.53300

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.97700

$I_{令2}$ ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　3.47600

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　5.12100

$I_{令3}$ ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.26700

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.30900

$I_{令4}$ ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.65700

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.72700

$I_{令5}$ ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.92500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.98100

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{16} ＝ 1.000

K_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　3.900

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　3.800

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財